

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和4年4月8日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100498号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200003号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨及び⑩の標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。  
請求期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨及び⑩の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。  
事業主は、請求者に係る請求期間①、⑤、⑥、⑧、⑨及び⑩の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められ、請求期間②、③及び④の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間③の標準賞与額を、同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。  
請求期間③の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。
- 3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年12月20日  
② 平成25年8月9日  
③ 平成25年12月20日  
④ 平成26年8月25日  
⑤ 平成26年12月25日  
⑥ 平成27年8月14日  
⑦ 平成28年1月8日  
⑧ 平成28年6月10日

⑨ 平成 29 年 6 月 9 日

⑩ 平成 30 年 7 月 10 日

各請求期間においてA社に勤務し賞与の支給を受けていたにも関わらず、各請求期間に係る賞与の記録が確認できないため記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨及び⑩については、支給及び控除資料（A社から提出された請求者に係る平成 25 年冬季賞与支払明細書、請求者から提出された預金通帳の写し、B町から提出された平成 25 年度から令和元年度までに係る「賦課資料（所得照会等）についての回答書」並びに当該請求期間に係る同僚の賞与支払明細書をいう。以下同じ。）、当該請求期間に係る同僚のオンライン記録及び事業主の陳述により、請求者はA社から別表の第1欄に掲げる請求期間において、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支給を受け、当該賞与から同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨及び⑩に係る標準賞与額については、支給及び控除資料により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第4欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨及び⑩の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、請求期間①、⑤、⑥、⑧、⑨及び⑩に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、事業主が請求期間②、③及び④の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、日本年金機構が保管している当該期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表によると、当該期間に係る賞与については「不支給」として届出されていることが確認できることから、年金事務所は当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間③については、前述の賞与支払明細書により、請求者は、A社から別表の第2欄に

掲げる標準賞与額に相当する賞与を支給されたことが確認できることから、同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求者は、請求期間⑦の給与振込額が前後の月の給与額より高いことから給与と賞与が合算されて支給されていたと思う旨陳述している。

しかしながら、請求者から提出された預金通帳の写しにより請求期間⑦に係る振込額は確認できるものの、事業主から賃金台帳等の資料を得られないほか、オンライン記録において、当該期間に賞与記録が確認できる同僚は見当たらず、事業主も同僚とは別の日に賞与を支給することはない旨陳述しており、請求者も賞与支給日について具体的な記憶がないことから判断すると、当該期間において請求者の賞与が支給されたことを認めることはできない。

また、B町より提出された平成29年度に係る「賦課資料（所得照会等）についての回答書」からは、請求期間⑦に係る賞与額及び厚生年金保険料額について推認することができない。

このほか、請求者の請求期間⑦における賞与の支給について推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間⑦における標準賞与額に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

別表

| 第1欄          | 第2欄                | 第3欄                         | 第4欄                      | 第5欄                                 |
|--------------|--------------------|-----------------------------|--------------------------|-------------------------------------|
| 請求期間         | 賞与支給額に見合う<br>標準賞与額 | 厚生年金保険料<br>控除額に見合う<br>標準賞与額 | 厚生年金特例法<br>訂正後の<br>標準賞与額 | 厚生年金保険法<br>(75条本文)<br>訂正後の<br>標準賞与額 |
| ①平成24年12月20日 | 15万円               | 14万1,000円                   | 14万1,000円                | —                                   |
| ②平成25年8月9日   | 14万円               | 14万円                        | 14万円                     | —                                   |
| ③平成25年12月20日 | 10万円               | 9万8,000円                    | 9万8,000円                 | 10万円                                |
| ④平成26年8月25日  | 8万円                | 7万9,000円                    | 7万9,000円                 | —                                   |
| ⑤平成26年12月25日 | 7万円                | 7万円                         | 7万円                      | —                                   |
| ⑥平成27年8月14日  | 6万円                | 6万円                         | 6万円                      | —                                   |
| ⑧平成28年6月10日  | 8万円                | 8万円                         | 8万円                      | —                                   |
| ⑨平成29年6月9日   | 12万円               | 12万円                        | 12万円                     | —                                   |
| ⑩平成30年7月10日  | 13万円               | 13万円                        | 13万円                     | —                                   |